

高知市低所得者子育て世帯生活支援事業実施要綱を次のように定める。

令和6年2月28日

高知市長 桑 名 龍 吾

高知市低所得者子育て世帯生活支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、現下のエネルギー・食料品等の物価高騰による家計への影響が特に大きい低所得子育て世帯の生活を支援するため、本市が臨時的な措置として実施する高知市低所得者子育て世帯生活支援事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「給付金」とは、前条の目的を達成するために、高知市低所得者子育て世帯生活支援給付金として市によって贈与される給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給の対象になる者（以下「支給対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する世帯の世帯主であつて、当該各号に規定する基準日（以下「基準日」という。）において、高知市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を削除されていた者で、当該基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、当該基準日の翌日以後初めて高知市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）とする。

ア 令和5年12月1日を基準日とし、同日において同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和5年度分の市町村民税均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯

イ 令和5年12月1日を基準日とし、同日において同一の世帯に属する者全員が地方税法の規定による令和5年度分の市町村民税所得割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税所得割を免除された者であり、かつ、当該世帯に属する者のうち少なくとも一人が令和5年度分の市町村民税均等割が課されている者である世帯

(2) 次に掲げる児童（以下「対象児童」という。）の区分に応じ、それぞれ次に定める時点において、当該対象児童を世帯員（別世帯で生計を同一にする者のうち市長が適当と認める者を含む。）として扶養している世帯主

ア 令和5年度において18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童 基準日

イ 基準日の翌日以後に出生した児童 第5条第1項に規定する申請等を行う日

2 前項の規定にかかわらず、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯の世帯主（市長が認める者を除く。）は、支給対象者に当たらないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、支給対象者が基準日の翌日以降に死亡したときは、当該世帯に属する者のうち、市長が適当と認める者を支給対象者とみなすものとする。

4 配偶者又は親族からの暴力等を理由に避難している者その他特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

(給付金の支給)

第4条 市長は、支給対象者に対し、この要綱に定めるところにより、給付金を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する給付金の額は、対象児童（市長が認める者に限る。）1人につき5万円とする。

3 第1項の規定にかかわらず、同一の対象児童に係る給付金の支給は、支給対象者につき、1回を限度とする。

(支給の方式)

第5条 給付金の支給を受けようとする支給対象者（以下「申請者」という。）は、所定の確認書の提出又は所

定の申請書による申請（以下「申請等」という。）を行う。

2 前項の申請等及び前条の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。この場合において、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していない場合、金融機関から著しく離れた場所に居住している場合その他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限るものとする。

(1) 郵送申請方式（申請者が申請等を郵送にて行い、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式をいう。）

(2) 窓口申請方式（申請者が申請等を市の窓口にて行い、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式をいう。）

(3) 現金受領方式（申請者が申請等を郵送又は市の窓口にて行い、市が現金書留の送付又は当該窓口での現金の交付により支給する方式をいう。）

3 市長は、第1項の申請の受理に際して、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、申請者の本人確認を行うものとする。

（支給の申込み）

第6条 前条の規定にかかわらず、市長は、支給対象者の要件を満たすことが確認できる者のうち適当と認めるもの（以下「支給申込対象者」という。）に対し、支給の申込みを行う。

2 前項の申込みを受けた支給申込対象者は、所定の届出書による登録口座の変更及び所定の届出書による受給の拒否を申し出ることができる。

（代理による申請）

第7条 申請者に代わり、代理人として第5条第1項の規定による申請等を行うことができる者は、次の各号に掲げる者に限る。

(1) 基準日において支給対象者の属する世帯の世帯構成員

(2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

(3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 代理人は、第5条第1項の規定による確認書の提出をするときは確認書の委任欄への記載を、同項の規定による支給の申請をするときは委任状の提出を行うものとする。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 市長は、代理人が第1項第1号の者にあつては住民基本台帳により、同項第2号及び第3号の者にあつては市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（申請受付開始日及び申請期限）

第8条 第5条第1項の規定による申請等の受付は、市長が別に定める日から行うものとする。

2 第5条第1項の規定による申請等の期限は、令和6年5月31日とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたものは、令和6年6月28日とする。

（支給の決定等）

第9条 市長は、第5条第1項の規定による申請等を受理したときは、速やかにその内容を審査し、給付金の支給の可否を決定し、適当と認めたときは、当該支給対象者に対し、給付金を支給する。

2 市長は、支給申込対象者から第6条第2項に規定する申出がなかったときは、支給の申込みに同意したものとみなして支給を決定し、当該支給申込対象者に対し、給付金を支給する。

3 市長は、支給申込対象者から第6条第2項に規定する登録口座の変更に係る申出があったときは、速やかにその内容を審査し、給付金の支給の可否を決定し、適当と認めたときは、当該支給申込対象者に対し、給付金を支給する。

4 市長は、支給申込対象者から第6条第2項に規定する受給の拒否に係る申出又は支給対象者の要件を満たさないことの申出があったときは、当該支給申込対象者に対し、給付金の支給は行わないものとする。

（事業の周知）

第10条 市長は、事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法等の概要について、広報紙への掲載その他の適切な方法により住民への周知を行う。

(申請等が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長が、前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、第8条第2項に規定する申請期限までに支給対象者から第5条第1項の申請等がなかった場合は、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が、第9条の規定による支給決定を行った後、当該申請等に係る確認書及び申請書並びに第6条第2項に規定する登録口座の変更に係る届出書（以下「申請書等」という。）の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書等の補正が行われないことその他申請者の責めに帰すべき事由により、給付金を支給できなかったときは、当該申請等は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、第9条の規定により給付金の支給決定を受けた者が偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたことが明らかになったときは、当該支給決定を取り消し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月28日から施行する。

別記（第3条関係）

1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

(1) 以下に掲げる事例であって、かつ、(2)の申出者の満たすべき一定の要件を満たす者から、その旨の申出があった場合における当該申し出を行った者に係る第3条第1項第1号ア及びイ中の規定の適用については、「令和5年12月1日」とあるのは「第5条第1項に規定する申請等を行う日」と読み替えるものとする。

① 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしている入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準日において高知市に住民票を移していない者

② 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次の①から④までに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

① 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されていること。

② 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。

なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）や行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した証明書も、上記証明書と同様のものとして取扱う。

③ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

④ ①から③に掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合

※ 婦人保護施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。

2 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスの方や事実上ネットカフェに寝泊まりしている方であって、基準日において日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以後初めて高知市の住民基本台帳に記録されたときは、当該者に係る第3条第1項第1号ア及びイ中の規定の適用については、「令和5年12月1日」とあるのは「第5条第1項に規定する申請等を行う日」と読み替えるものとする。

3 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると高知市に申し出た者について、無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めるときは、当該者に係る第3条第1項第1号ア及びイ中の規定の適用については、「令和5年12月1日」とあるのは「第5条第1項に規定する申請等を行う日」と読み替えるものとする。

4 離婚協議中の世帯の取扱い

基準日において離婚協議中であり、又はこれと同等の状況にあるとの申出があった場合で、実質的に離婚状態にあるものと市長が認めるときは、当該申出を行った者に係る第3条第1項第1号ア及びイ中「令和5年12月1日」とあるのは「第5条第1項に規定する申請等を行う日」と読み替えるものとする。

5 新生児を対象児童とする場合の例外としての取扱い

基準日の翌日以後に出生した新生児を対象児童とする場合のうち、第5条第1項に規定する申請等を行う日における当該児童の属する世帯の世帯主が基準日における当該世帯の世帯主と異なる場合（基準日において当該世帯が存在しない場合も含む。）であって、市長が必要と認めるときは、第3条第1項第1号ア及びイ中「令和5年12月1日」とあるのは「第5条第1項に規定する申請等を行う日」と読み替えるものとする。